

[戻る](#)

都道府県における結核病床数算定式について（技術的助言）（案）

公衆衛生上最低限必要な結核病床数 = (1) + (2)

- (1) 新たに発生した感染性結核患者の入院に必要な病床数（急性期）
- (2) 慢性排菌患者の入院に必要な病床数

(1) 基本式：管轄内の感染性結核患者の一日当たりの入院発生数 × 在院期間

ばらつきの要素：

- ・患者発生数 → 日によるばらつき（ポアソン分布をとるものと仮定）
- ・在院期間 → 患者によるばらつき（対数正規分布をとるものと仮定）

上記の要素がランダムにばらつくと仮定し、ばらつきを9.9%の割合でカバーする数を、モンテカルロシミュレーションを用いて算定。この値に、他疾患の混入（診断までに要する隔離を含む）、季節変動等各都道府県の実情に応じた係数（1～1.2）を乗じ、(1)に関する各都道府県の必要結核病床数を算出する。

$$(1) = A \times B \times C \times D$$

A : 一日当たりの各都道府県で登録された塗抹陽性結核患者の発生数

B : 塗抹陽性結核患者の感染性消失までに要する平均期間（42日（6週）として計算）

C : 年間新規塗抹陽性患者発生数に応じた係数（下表）

D : 他疾患の混入、季節変動等各都道府県の実情に応じた係数（1～1.5）

年間新規塗抹陽性患者発生数	C
500～	1.2
100～499	1.5
～99	1.8

(2) 都道府県にて、慢性排菌にて入院している患者数

前年度の慢性排菌患者（2年以上登録されており、かつ1年以内に菌陽性であった肺結核患者）のうち入院している者の数とする。

[トップへ](#)[戻る](#)